

特集

今、私たちにできること

殺処分「ゼロ」を目指して

殺処分される犬猫を減らすために、私たちに今できることとは何でしょうか。犬や猫を飼っている飼い主はもちろん、飼っていない人にもできることがあります。昨今、動物愛護意識が浸透しつつありますが、行き場のない不幸な動物たちのために、今、私たちにできることとは。

2013年度札幌市の犬猫処分数が最少

先日、札幌市動物管理センターの2013年の犬の殺処分数が8匹と、統計を取りだした1972年の集計以来、初めて一ケタになったニュースが各マスコミで報道されました。猫の殺処分数も初めて1,000匹を下回り、集計以来初めて収容数・殺処分数とも減少しました。札幌市動物管理センターの犬猫の収容数は年々減少傾向にあります。9年前の2004年は犬766匹だったのに対し、2013年度は344匹。飼い主による放棄も2004年度の298匹から、2013年度は119匹に減少しました。譲渡率も大幅にアップ、犬が2004年度34.3%だったのに対して2013年度は59.3%、もとの飼い主への返還と譲渡を合わせると97.1%になりました。これにより、殺処分される犬の数も、2004年度の249匹に対し2013年度は犬8匹となり、約30分の1まで減少し目標値ゼロは目前となりました。

猫は1972年の統計集計以降、常に毎年2,000匹以上が収容されてきましたが、2012年度には初めて2,000匹を切り、2013年度は1,607匹にまで減少しました。猫の譲渡率も2004年度はたった5.3%だったのに対し、2013年度は41.5%と大幅にアップしました。これにより殺処分される猫の数も減少、2004年度の2,406匹に対し2013年度は764匹と約3分の1にまで減少しましたが、まだ多くの命が天寿を全うすることなく命を絶たれています。

札幌市動物管理センターでは、犬猫の飼育放棄を希望する飼い主に対し、引き続き飼育できる方法や努力をするように粘り強く説得されています。また、独自の取り組みである「飼い主さがしノート」では、センターのHPに情報を掲載することで、自宅で飼養しながら新たな飼い主探しができるような取り組みもあります。動物愛護意識の高まりで、一般市民の方への譲渡も増加、ボランティア、愛護団体などの協力も大きな力となりました。

全国の他の自治体でも

網走保健所でも、2011年度以降、人間の都合で殺処分になる命を少しでも減らそうと、ホームページを開設、スーパーや動物病院へのポスター掲示など情報発信を強化したお陰で、元の飼い主や新たな引き取り手が見つかるケースが増え、2013年度の猫の殺処分は0匹でした。また、石狩保健所では、犬猫とも初めて殺処分がゼロとなり、啓発や新たな引き取り手を探す努力が実を結びました。石狩保健所に収容された犬は半野良の犬も多く、当会でも多数の犬を引き取りましたが、保健所では譲渡を諦めず、少しでも人に慣らそうと試行錯誤の努力がされていました。本州では、神奈川県平塚市の神奈川県動物保護センターが2013年度、殺処分された犬が初めてゼロになり、1972年のセンター開設以来、初めてのことでした。川崎市動物愛護センターでも、2013年度の犬の殺処分数が初めてゼロになるなど、ゼロ達成の自治体もありました。動物愛護の観点などから、殺処分数が年々減っているのは全国的な傾向ですが、ゼロ達成に向けて、様々な取り組みを進めてきた結果ではないでしょうか。

殺処分される犬や猫を減らすには！

平成24年度、全国の自治体で収容された犬猫は209,387匹。そのうち行政殺処分された犬猫は、161,841匹にも及びます。つまり、収容された犬猫の77.3%は殺処分され、一日にすると443匹もの犬猫が毎日殺処分された計算になります。減少傾向にあるとはいえ、まだまだ殺処分ゼロへの道は険しく、特に猫の殺処分は全体の76%を占めています。殺処分される犬や猫を減らすには、第一に動物管理センターや保健所に収容される犬猫を減らすことが重要ではないでしょうか。そして、放棄される理由の多くは飼い主、つまり人間側の問題で、放棄された状況から対策方法が見つかるのではないのでしょうか。放棄理由の多くは、引越や飼い主が高齢になり老人施設への入居、病院への入院などです。また、それに伴う経済的な問題も挙げられています。他には動物アレルギー、動物の飼育が禁止されている公営住宅やアパートから立ち退きの勧告、結婚や離婚など人間の生活の転機で捨てられるなど、どれもが飼い主側に問題があります。『動物愛護管理法』では動物を飼う人の終生飼養が明文化されています。愛護精神は年々高まって国民に浸透しつつありますが、法律が国民に十分浸透しているとは言えません。こうした現状からも、様々な報道メディア等で動物愛護を周知することが重要だと思います。また、飼いが悪い問題行動を起こし放棄される場合もあり、飼う前に基本的な知識を得て本当に飼養できるか検討し、また、良いドッグトレーナーや信頼できる獣医師に相談等することも大切です。安易に動物を飼わないこと、飼ったら天寿を全うす

る最期まで大切に飼養することは当然のことなのです。ペットショップでも、「欲しい人にペットを販売するのではなく、幸せに出来る人に販売する。」そうした意識があると信頼され支持されると思います。人生にはいくつもの転機もあり、転機に対応が困難と予想されるなら、きっぱり動物を飼うことを諦めることも動物に対する愛情です。

殺処分される猫を減らす解決方法

平成24年度、全国の自治体で殺処分された猫は123,445匹。そのうち75,084匹が目も開いていないような子猫で、実に61%を占めました。一日にすると338匹もの猫が毎日殺処分された計算になります。私達の住む北海道だけでも3,299匹の猫が殺処分され、一日にすると9匹の猫が毎日殺処分された計算になりますが、大半が目も開いていないような子猫たちでした。生を受けても生きることを許されない小さな命…殺処分の多くを占める子猫を減らすには、飼い猫を完全室内飼いし、避妊・去勢手術することが重要なのです。また、野良猫も繁殖を繰り返し、多くの子猫が殺処分されていますが、野良猫問題には「地域猫」の考え方が有効です。地域住民が協力して、餌の管理・フンの清掃・地域周辺の美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、野良猫に避妊・去勢手術を施し、一代限りの生を全うさせます。野良猫が排除されるのではなく、それ以上数を増やさないようにし、地域住民の合意の下、地域で共生して生きていく合理的で人道的な方法なのです。

売れ残り犬猫の業者の終生飼養義務で実態調査を

政治家や著名人も殺処分ゼロに向けて積極的に動き出しています。以下、財経新聞の記事を掲載させていただきます。社民党の福島みずほ副党首が5月2日、犬猫殺処分について政府に質問主意書を提出した。「年間21万匹の犬猫が全国の自治体に引き取られ、約16万匹が殺処分されており(環境省報告)、殺処分の削減に自治体が行っているが、自治体に任せるとはならず、国が積極的に取り組むべきではないか」と改正動物愛護法に照らし、これを反映する自治体支援などの政策を提起している。「2週間後に政府見解が示されるもよう」(福島氏)。

質問では、(1)飼い主のいない猫に対する避妊や去勢の助成を自治体や一部のボランティアに任せるとはならず、国が自治体を支援すべきと考えるがどうか(2)改正動物愛護法第35条第4項で引き取った犬猫について「殺処分がなくなることを目指し、(中略)譲り渡すよう努めるものとする」ことが明記された。この主旨を実現する場合、各自治体の動物愛護センターをこれまでの殺処分施設から、新たな飼い主を見つけるための譲渡施設へと転換することが必要であると考え、政府の対応策は(3)各自治体で譲渡数を増やす取組が行われている。佐賀県動物管理センターでは、月に一回、譲渡会を開催、熊本市動物愛護センターでは譲渡専用施設が完成した。こうした譲渡専用施設の建設の動きを全国各地に広めるため、国は助成金を支出しているのか。していない場合には支出する予定はあるか。

福島副党首は、犬猫販売業者の実態についても国が把握しているかどうか質し、把握のための実態調査をするよう求めた。福島副党首は改正動物愛護法第22条の4で犬猫販売業者に対して、売れ残った犬猫について、「終生飼養の確保」が義務付けられた。さらに、同法第10条第3項において、犬猫販売業者は「犬猫等健康安全計画」の提出が義務付けられ、売れ残った犬猫の取扱について記載しなければならないことになった。右規定が正しく実践されているか否か、犬猫販売業者で売れ残った犬猫がどのような状態であるのか、実態調査をする必要があると考える。政府又は自治体は実態調査をしているのか。している場合は、その結果を示されたい。していない場合には国が率先して行うべきと考えるが、いかがかなどとした。このほか、動物愛護法違反行為に対する取り組みについて、改正動物愛護法の罰則規定が適正に適用され、さらには、動物殺傷罪、動物虐待罪、動物遺棄罪が適切に運用されるよう施策を講ずるべきであると考え、政府はどのような方策を実施しているのか。具体的には、現場での告発などに警察がどのように対応していくかが重要になると考えるが、いかがかなどを質問している。回答はあり次第、公表するという。(2014.5.2財経新聞)

政府の答弁については、ご興味のある方は以下のURLからご覧ください。

※<http://sattal58.web.fc2.com/docs/Answers-for-animal-euthanasia-questions.pdf>

殺処分を減らすために私たちが今からできること

動物を飼っている人もいない人も、「人と動物がより良く共生できる社会の実現」に向けて、今私たちにできる大切なことは、法律の中身を良く知ることではないでしょうか。法律が遵守されていない場合には、関係機関に問い合わせるなど声を上げ、法律が機能するよう注視します。小さな命を大切にすることは、子どもや高齢者にとっても優しい社会です。学校や町内会、ワークショップなどで動物愛護や法律の勉強会を開くことも良いのではないのでしょうか。「行政にできること、ペットショップにできること、飼い主にできること、動物病院やドッグトレーナーにできること、教育現場でできること、報道関係にできること、ボランティア愛護団体にできること」…それぞれに必ずできることがあります。皆が協力してできることを積み重ねていけば、殺処分ゼロはもはや夢ではありません。